

②0 納税と還付

裏面 ②1 電子申告・納税 (e-Tax)



税金って
いつまでにどうやって
納めればいいのか？



税金の納付と還付

申告所得税などの納税には、電子納税や振替納税が便利です。
また、還付金の受取りには、預貯金口座への振込みをご利用ください。

主な国税の納期限

- 国税は、申告した税額等に基づき納税者ご自身で納付の期限（納期限）までに納付していただく必要があります。

税目等		納期限
申告所得税	平成18年分予定納税	第1期分:平成18年7月31日(月) 第2期分:平成18年11月30日(木)
	平成18年分確定申告	平成19年3月15日(木)
源泉所得税	原則	源泉徴収の対象となる所得を支払った月の翌月10日
	納期の特例の承認を受けている場合(給与など特定の所得に限ります。)	平成18年1月～6月支払分:平成18年7月10日(月) 平成18年7月～12月支払分:平成19年1月10日(水) (納期限の特例適用者については、一定の要件の下で平成19年1月22日(月)となります。)
消費税及び地方消費税	平成18年分確定申告(個人)	平成19年4月2日(月)
	確定申告(法人)	事業年度終了の日の翌日から2か月後 注:中間申告分については税務署にお尋ねください。
法人税	確定申告	事業年度終了の日の翌日から2か月後 注:中間申告分については税務署にお尋ねください。
相続税	申告	相続の開始があったことを知った日の翌日から10か月後
贈与税	平成18年分申告	平成19年3月15日(木)

注:上記納期限が土曜日、日曜日、国民の祝日・休日の場合は、その翌日が納期限となります。

納付の方法

① 電子納税 (e-Tax)

すべての税目について、ATMやインターネットバンキング等を利用して納税ができます。

〈電子納税の手続〉

- 開始届出書の提出(オンラインでもできます。)など、事前の手続が必要です。

→裏面「電子申告・納税(e-Tax)」参照

② 振替納税

申告所得税と個人事業者の消費税及び地方消費税については、振替納税がご利用いただけます。

〈振替納税の手続〉

- 納期限までに預貯金先の金融機関又は税務署に口座振替依頼書を提出してください。

注1:口座振替依頼書は国税庁ホームページからダウンロードできるほか、税務署や金融機関にも用意してあります。

注2:振替納税は税目ごとに手続が必要ですが、一度手続を行うことで、同一税目の次回以降の納付も振替納税となります。

注3:確定申告分の振替納税は、申告期限までに申告書を提出した場合に限り利用が可能です。

③ 現金納付

金銭に納付書を添えて、金融機関又は所轄税務署の窓口で納付します。

注1:申告書の提出後に税務署から納付書の送付や納税通知等のお知らせはありません。

注2:納付書は、源泉所得税とその他の税目(一般用)では様式が違います。

注3:源泉所得税の納付書は、所轄税務署の窓口(源泉所得税担当)でお受けください。

④ 延納・物納

相続税・贈与税については、期限までに納付できない場合の延納制度があり、相続税については、金銭納付が困難で一定の要件を満たす場合には、物納制度があります。詳しくは税務署(管理担当)にお尋ねください。

還付金の受取方法

- 還付金の受取りには次の2つの方法があります。預貯金口座への振込みを利用されますと、指定された金融機関の預貯金口座に還付金が直接振込まれ、大変便利です。

① 預貯金口座への振込み

確定申告書に、ご本人の取引している振込先金融機関名、預貯金の種別、口座番号を書いてください。

注:申告者ご本人名義の口座に限ります。ご本人の氏名のはがに店名、事務所などの名称(屋号)が含まれる場合、又は旧姓のままの名義である場合については、振込みできません。

〈振込先に指定できる口座〉

- 銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農業協同組合及び漁業協同組合の預貯金口座又は郵便貯金総合通帳「ば・る・る」の口座
注:インターネット上のみ存在する銀行については、特定の銀行を除いて、還付金の振込みはできません(振込みの可否については、取引している銀行にお問い合わせください。)

② 郵便局の窓口での受取

最寄りの郵便局の窓口に向いて受け取ってください。

期限内に申告・納税をしない場合

- 間違えて少なく申告したり、期限内に申告や納税をしないと、それぞれの場合に応じて加算税がかかる場合があります。

- 期限内に納税をしないと、法定納期限の翌日から納付の日までの延滞税がかかる場合があります。振替納税についても、残高不足等で振替ができなかった場合は、同様に法定納期限の翌日から延滞税がかかります。

- 国税を滞納すると、財産差押え等の滞納処分を受けることになります。納付できない事情がある場合には、お早めに税務署(徴収担当)にご相談ください。

注:延滞税は本税と併せて納付してください(延滞税の計算方法は、国税庁ホームページか、最寄りの税務署でご確認ください。)